

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年8月20日

【届出者の氏名又は名称】 TK株式会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階

【電話番号】 03-6268-6000

【事務連絡者氏名】 代表取締役 パーク・マレック

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 TK株式会社
(東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、TK株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社トプコンをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利並びに株券等預託証券を指します。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式、新株予約権及び株券等預託証券を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の普通株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。
- (注13) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年7月29日付けで提出いたしました公開買付届出書(2025年8月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書より訂正された事項を含みます。以下同じです。)及びその添付書類である公開買付開始公告(2025年8月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書より訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、公開買付者が、①2025年8月日(現地時間)付けで、米国対米外国投資委員会から公開買付者による対象者の普通株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)を承認する文書が発出され、2025年8月7日(現地時間)付けで当該通知を受領したこと、②外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第2項但書に基づき、2025年8月18日付けで同項本文所定の待機期間が短縮され、2025年8月19日から本株式取得が可能となったことに伴い、2025年7月29日付けで提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項、並びにその添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、これらの通知を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

⑭ 外国為替及び外国貿易法

⑮ 米国1950年国防生産法

(3) 許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

その後、公開買付者は、2025年7月24日、現地法律事務所との更なる協議を踏まえエジプト及びアラブ首長国連邦の競争法に係るクリアランス手続が必要とならないことを確認し、また、EU、ベトナム、アルバニア及びウクライナにおける競争法並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続(以下、総称して「未取得クリアランス」といいます。)を除き、2025年7月29日までに本クリアランスの取得が完了し、同日までに本クリアランスの取得を除く本前提条件の全てを充足することが確実であること、また、各国における審査状況を踏まえ現地法律事務所と確認し、EUの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月中旬から下旬頃、ベトナムの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、アルバニアの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、ウクライナの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、アメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、イタリアの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、スペインの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、それぞれ本クリアランスの取得が完了する見込みであり、未取得クリアランスの取得により必要となる本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出によっても、法第27条の8第8項に基づく本公開買付期間の延長が必要とならない期限である2025年8月26日までに全ての未取得クリアランスの取得が完了することが見込まれたことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件のうち未取得クリアランスの取得について、対象者と合意の上で放棄し、本公開買付けを2025年7月29日より開始したい旨、対象者に連絡いたしました。その後、公開買付者は、2025年7月25日(現地時間)付けでアルバニアの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月30日(現地時間)付けでベトナムの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月29日(現地時間)付けでイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。なお、未取得クリアランス(アルバニア、及びベトナムの競争法に係る本クリアランス手続並びにイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続を除きます。)の取得が完了した場合には、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を提出いたします。

<後略>

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者は、2025年7月24日、現地法律事務所との更なる協議を踏まえエジプト及びアラブ首長国連邦の競争法に係るクリアランス手続が必要とならないことを確認し、また、EU、ベトナム、アルバニア及びウクライナにおける競争法並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続(以下、総称して「未取得クリアランス」といいます。)を除き、2025年7月29日までに本クリアランスの取得が完了し、同日までに本クリアランスの取得を除く本前提条件の全てを充足することが確実であること、また、各国における審査状況を踏まえ現地法律事務所と確認し、EUの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月中旬から下旬頃、ベトナムの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、アルバニアの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、ウクライナの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、アメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、イタリアの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、スペインの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、それぞれ本クリアランスの取得が完了する見込みであり、未取得クリアランスの取得により必要となる本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出によっても、法第27条の8第8項に基づく本公開買付期間の延長が必要とならない期限である2025年8月26日までに全ての未取得クリアランスの取得が完了することが見込まれたことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件のうち未取得クリアランスの取得について、対象者と合意の上で放棄し、本公開買付けを2025年7月29日より開始したい旨、対象者に連絡いたしました。その後、公開買付者は、2025年7月25日(現地時間)付けでアルバニアの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月30日(現地時間)付けでベトナムの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月29日(現地時間)付けでイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。また、公開買付者は、2025年8月7日(現地時間)付けでアメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、2025年8月18日付けで日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。なお、未取得クリアランス(アルバニア、及びベトナムの競争法に係る本クリアランス手続並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続を除きます。)の取得が完了した場合には、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を提出いたします。

<後略>

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

⑭ 外国為替及び外国貿易法

(訂正前)

公開買付者は、2025年5月2日付けで、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりました。当該届出の受理後、2025年5月21日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年5月26日付けで上記届出を取り下げております。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんが、公開買付者は、本書提出日以降、準備が整い次第速やかに再度の届出を行うことを予定しております。経済産業省における審査状況を踏まえ、日本の法律事務所とも確認し、2025年8月初旬頃に(遅くとも本公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに)外為法の手続を完了できる予定です。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査機関として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合、下記「11. その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、2025年5月2日付けで、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりました。当該届出の受理後、2025年5月21日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年5月26日付けで上記届出を取り下げております。その後、公開買付者は、経済産業省からの指示を受け、2025年8月5日付けで、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、2025年8月6日付けで受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2025年8月19日より本株式取得が可能となっております。

⑮ 米国1950年国防生産法

(訂正前)

公開買付者の本株式取得に関し、JICCは、その管理・運営するファンドを通じて公開買付者親会社のA種優先株式及びB種優先株式を引き受ける(以下「本優先株式引受」といいます。))に際し、米国の1950年国防生産法(その後の改正を含みます。))第721条に基づき、米国対米外国投資委員会(以下「CFIUS」といいます。))の審査を受ける必要があります。CFIUSによって当該審査のための届出(notice)が受理された日から一定の審査・調査期間(一次的な審査(review)は45日ですが、一次的な審査の段階で国家安全保障上の懸念が払拭されない場合実施される二次的な調査(investigation)は一次的な審査に続く45日(場合により15日延長されます。))であり、またCFIUSによる審査・調査の結果、対象取引が米国大統領に報告された場合、米国大統領による決定に更に15日を要する可能性があります。))が定められており、CFIUS(米国大統領に報告された場合は米国大統領)が本優先株式引受を承認したときは、JICCは、その管理・運営するファンドを通じて本優先株式引受を実行することができます。

JICCは、CFIUSに対し、本株式取得に関する届出を、対象者と共同で提出し、当該届出は2025年6月24日(現地時間)付けで受理されております。CFIUSによる審査状況を踏まえ、現地法律事務所とも確認し、一次的な審査の期日である2025年8月7日(現地時間)までに(遅くとも本公開買付期間(延長した場合を含みます。))満了の日の前日までに)本優先株式引受に係るCFIUSの承認を取得できる予定です。

公開買付者は、本公開買付期間(延長した場合を含みます。))満了の日の前日までにJICCがCFIUSからの承認を取得できない場合、下記「11. その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者の本株式取得に関し、JICCは、その管理・運営するファンドを通じて公開買付者親会社のA種優先株式及びB種優先株式を引き受ける(以下「本優先株式引受」といいます。))に際し、米国の1950年国防生産法(その後の改正を含みます。))第721条に基づき、米国対米外国投資委員会(以下「CFIUS」といいます。))の審査を受ける必要があります。CFIUSによって当該審査のための届出(notice)が受理された日から一定の審査・調査期間(一次的な審査(review)は45日ですが、一次的な審査の段階で国家安全保障上の懸念が払拭されない場合実施される二次的な調査(investigation)は一次的な審査に続く45日(場合により15日延長されます。))であり、またCFIUSによる審査・調査の結果、対象取引が米国大統領に報告された場合、米国大統領による決定に更に15日を要する可能性があります。))が定められており、CFIUS(米国大統領に報告された場合は米国大統領)が本優先株式引受を承認したときは、JICCは、その管理・運営するファンドを通じて本優先株式引受を実行することができます。

JICCは、CFIUSに対し、本株式取得に関する届出を、対象者と共同で提出し、当該届出は2025年6月24日(現地時間)付けで受理されております。その後、2025年8月7日(現地時間)付けで、CFIUSから本株式取得を承認する文書が発出され、JICCは、同日(現地時間)付けで当該通知を受領し、公開買付者は、同日付けで本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

	国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
①	日本	公正取引委員会	2025年6月9日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる) 2025年6月9日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第700号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号) 公経企第701号(禁止期間の短縮の通知書の番号)
②	アメリカ合衆国	アメリカ合衆国連邦取引委員会	2025年6月27日	20251305
③	EU	—	—	—
④	ベトナム	ベトナム国家競争委員会	2025年7月30日	620/TB-CT
⑤	モロッコ	モロッコ競争評議会	2025年6月24日	2025/Q/100
⑥	台湾	台湾公平交易委員会	2025年7月7日	公製字第1141360207号
⑦	トルコ	トルコ競争庁	2025年6月26日	E-11115807-120.01.06-117700
⑧	アルバニア	アルバニア競争庁	2025年7月25日	No. 438/11
⑨	ドイツ	ドイツ連邦カルテル庁	2025年7月15日	B5-9/25
⑩	ウクライナ	—	—	—
⑪	ブラジル	経済擁護行政委員会	2025年6月6日	08700.005213/2025-17
⑫	オーストラリア	オーストラリア競争・消費者委員会	2025年6月3日	—
⑬	オーストリア	オーストリア連邦競争局	2025年7月16日	BWB/Z-6972
⑭	日本	—	—	—
⑮	アメリカ合衆国	—	—	—
⑯	オーストラリア	オーストラリア外国投資審査委員会	2025年7月22日	FI2025/00553
⑰	オーストリア	オーストリア経済・エネルギー・観光大臣	2025年6月26日	2025-0.437.456
⑱	ベルギー	連邦間審査委員会	2025年6月20日	296/2025
⑲	フランス	フランス経済・財務・産業・デジタル主権省	2025年7月1日	DN 2417
⑳	ドイツ	ドイツ連邦経済気候対応省	2025年6月13日	53303/009#307
㉑	イタリア	イタリア閣僚評議会議長	2025年7月29日	DICAGP-0005678-P-29/07/2025-4.8.3.7 Proceedings No. 307/2025
㉒	スペイン	スペイン経済・貿易・企業省	2025年7月29日	GEN-61f2-2c3b-a769-92cd-8636-b309-919f-3d60—
㉓	カナダ	カナダイノベーション・科学・経済開発省	2025年6月27日	250-T2538/1
㉔	イギリス	国務大臣(The Secretary of State)	2025年6月27日	65aa-1bd8

(訂正後)

	国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
①	日本	公正取引委員会	2025年6月9日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる) 2025年6月9日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第700号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号) 公経企第701号(禁止期間の短縮の通知書の番号)
②	アメリカ合衆国	アメリカ合衆国連邦取引委員会	2025年6月27日	20251305
③	EU	—	—	—
④	ベトナム	ベトナム国家競争委員会	2025年7月30日	620/TB-CT
⑤	モロッコ	モロッコ競争評議会	2025年6月24日	2025/Q/100
⑥	台湾	台湾公平交易委員会	2025年7月7日	公製字第1141360207号
⑦	トルコ	トルコ競争庁	2025年6月26日	E-11115807-120.01.06-117700
⑧	アルバニア	アルバニア競争庁	2025年7月25日	No. 438/11
⑨	ドイツ	ドイツ連邦カルテル庁	2025年7月15日	B5-9/25
⑩	ウクライナ	—	—	—
⑪	ブラジル	経済擁護行政委員会	2025年6月6日	08700.005213/2025-17
⑫	オーストラリア	オーストラリア競争・消費者委員会	2025年6月3日	—
⑬	オーストリア	オーストリア連邦競争局	2025年7月16日	BWB/Z-6972
⑭	日本	財務大臣及び事業所管大臣	2025年8月18日	JD744
⑮	アメリカ合衆国	CFIUS	2025年8月7日	25-109
⑯	オーストラリア	オーストラリア外国投資審査委員会	2025年7月22日	FI2025/00553
⑰	オーストリア	オーストリア経済・エネルギー・観光大臣	2025年6月26日	2025-0.437.456
⑱	ベルギー	連邦間審査委員会	2025年6月20日	296/2025
⑲	フランス	フランス経済・財務・産業・デジタル主権省	2025年7月1日	DN 2417
⑳	ドイツ	ドイツ連邦経済気候対応省	2025年6月13日	53303/009#307
㉑	イタリア	イタリア閣僚評議会議長	2025年7月29日	DICAGP-0005678-P-29/07/2025-4.8.3.7 Proceedings No. 307/2025
㉒	スペイン	スペイン経済・貿易・企業省	2025年7月29日	GEN-61f2-2c3b-a769-92cd-8636-b309-919f-3d60—
㉓	カナダ	カナダイノベーション・科学・経済開発省	2025年6月27日	250-T2538/1
㉔	イギリス	国務大臣 (The Secretary of State)	2025年6月27日	65aa-1bd8

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「6. 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、本公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、EU若しくはウクライナにおける競争法又は日本若しくはアメリカ合衆国における対内直接投資に係る許可等の審査期間(待機期間)が満了せず、本株式取得が承認されない場合(外為法に基づき対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合を含みます。)、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を本公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「6. 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、本公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、EU若しくはウクライナにおける競争法に係る許可等の審査期間(待機期間)が満了せず、本株式取得が承認されない場合、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を本公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 2025年7月29日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

<前略>

その後、公開買付者は、現地法律事務所との更なる協議を踏まえエジプト及びアラブ首長国連邦の競争法に係るクリアランス手続が必要とならないことを確認し、また、2025年7月24日、EU、ベトナム、アルバニア及びウクライナにおける競争法並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続(以下、総称して「未取得クリアランス」といいます。)を除き、2025年7月29日までに本クリアランスの取得が完了し、同日までに本クリアランスの取得を除く本前提条件の全てを充足することが事実であること、また、各国における審査状況を踏まえ現地法律事務所と確認し、EUの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月中旬から下旬頃、ベトナムの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、アルバニアの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、ウクライナの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、アメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、イタリアの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、スペインの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、それぞれ本クリアランスの取得が完了する見込みであり、未取得クリアランスの取得により必要となる本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出によっても、法第27条の8第8項に基づく本公開買付けに係る買付期間(以下「本公開買付期間」といいます。)の延長が必要とならない期限である2025年8月26日までに全ての未取得クリアランスの取得が完了することが見込まれたことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件のうち未取得クリアランスの取得について、対象者と合意の上で放棄し、本公開買付けを2025年7月29日より開始したい旨、対象者に連絡いたしました。その後、公開買付者は、2025年7月25日(現地時間)付けでアルバニアの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月29日(現地時間)付けでイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続について、2025年7月30日(現地時間)付けでベトナムの競争法に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。なお、未取得クリアランス(アルバニア、及びベトナムの競争法に係る本クリアランス手続並びにイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続を除きます。)の取得が完了した場合には、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出いたします。

<後略>

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者は、現地法律事務所との更なる協議を踏まえエジプト及びアラブ首長国連邦の競争法に係るクリアランス手続が必要とならないことを確認し、また、2025年7月24日、EU、ベトナム、アルバニア及びウクライナにおける競争法並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続(以下、総称して「未取得クリアランス」といいます。)を除き、2025年7月29日までに本クリアランスの取得が完了し、同日までに本クリアランスの取得を除く本前提条件の全てを充足することが確実であること、また、各国における審査状況を踏まえ現地法律事務所と確認し、EUの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月中旬から下旬頃、ベトナムの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、アルバニアの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、ウクライナの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、アメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、イタリアの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、スペインの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、それぞれ本クリアランスの取得が完了する見込みであり、未取得クリアランスの取得により必要となる本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出によっても、法第27条の8第8項に基づく本公開買付けに係る買付期間(以下「本公開買付期間」といいます。)の延長が必要とならない期限である2025年8月26日までに全ての未取得クリアランスの取得が完了することが見込まれたことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件のうち未取得クリアランスの取得について、対象者と合意の上で放棄し、本公開買付けを2025年7月29日より開始したい旨、対象者に連絡いたしました。その後、公開買付者は、2025年7月25日(現地時間)付けでアルバニアの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月29日(現地時間)付けでイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続について、2025年7月30日(現地時間)付けでベトナムの競争法に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。また、公開買付者は、2025年8月7日(現地時間)付けでアメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、2025年8月18日付けで日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。なお、未取得クリアランス(アルバニア、及びベトナムの競争法に係る本クリアランス手続並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続を除きます。)の取得が完了した場合には、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出いたします。

<後略>

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、本公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、EU若しくはウクライナにおける競争法又は日本若しくはアメリカ合衆国における対内直接投資に係る許可等の審査期間(待機期間)が満了せず、本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)が承認されない場合(日本の外国為替及び外国貿易法に基づき対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合を含みます。)、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を本公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、本公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、EU若しくはウクライナにおける競争法に係る許可等の審査期間(待機期間)が満了せず、本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)が承認されない場合、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を本公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(2) CFIUSからの通知

JICCは、CFIUSから2025年8月7日付(現地時間)、「CFIUS 事案25-109: JICキャピタル株式会社(日本)/Topcon America Corp.」を同日(現地時間)付けて受領したため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、本書に添付いたします。

(3) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

外為法第27条第2項但書に基づき、2025年8月18日付けで同項本文所定の待機期間が短縮され、2025年8月19日から公開買付者による対象者の普通株式の取得が可能となったため、府令第13条第1項第9号の規定による書面として、公開買付者が2025年8月5日付けで日本銀行に対して提出した「株式の取得等に関する届出書(JD第744号)」及び日本銀行が2025年8月18日付けで公示した「対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について」を本書に添付いたします。